

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 残念な新人...

入社時には『期待の新人』でも5年経ったら『ただの平社員』... クロービス経営大学院の「なんとなく頑張っているが成果が出ない」人に多くみられる“6つの特徴”という記事をご紹介します。

### 【1】9割の力で仕事を流す

成長が鈍化するタイプの人は、普段から余力を残しながら仕事を流している人が多いのではないのでしょうか。余裕を持って90%の力で仕事をして、たまたまそれなりの成果が出てしまったなどの経験は、長期スパンで見れば百害あって一利なしです。90%の力で仕事をしていれば、多少頑張っても現在の実力値を超えない、つまり成長しないどころか、翌年はその90%で仕事をする、つまり81%で仕事をするにつながりがちです。

能力を高めるということは、「今以上の実力を備えた自分」を能動的・意図的に作り出すことと言えます。私たちにとって最も大切な能力開発の場は「仕事そのもの」ですから、今以上の自分になるためには、つねにベストの力を出し切るストレッチ状態であることが大前提となるのです。常に120%の力を出し切り仕事をするモードをもてない人はプロとして成功することはないと思います。

### 【2】「ロールモデルがない」が口ぐせ

「ロールモデルをイメージしよう」という話をすると、「私の周りにはそんな人はいない」という話をすることが多く出てきます。こういう人の特徴は、完全無欠なロールモデルを追い求めているということです。しかし、そんなふうに、すべてがそろった人に会えることは滅多にありませんし、本当に実在しないかもしれません。夢見がちな状態で誰かひとりの唯一のモデルを探し求めるのではなく、いくつかの側面に分けて、「コミュニケーションについてはこの人」「交渉力はこの人」「人としての優しさは……」と、複数のモデルを設定するとよいでしょう。

自分が目指す姿を先輩や上司を通してイメージできる「力」が必要です。それは「他人の良いところを見つけられる力」にも通じます。つまりロールモデルが見つけれない人は、その人自身に問題がある場合が多いのです。ありがたい姿と自分の現在の実力を直視するために、積極的に価値観のレベルや種類の異なる人に出会う努力をし、その中で自分にとってのロールモデルを作りだせる力を持ちたいものです。

### 【3】メンターなしで、居心地よく生きる

皆さんは、遊びに行く友人、飲みに行く友人はたくさんいるでしょう。話が合う、気が合う仲間と一緒に時間を過ごすのは楽しいことです。しかし一方で、成長がなかなか加速しない人は、この居心地のよい、つまり意見の対立や厳しいフィードバックがない場所や時間だけを持ちたがる傾向が強いように思います。「良薬口に苦し」です。時に苦い良薬、つまり第三者的な立場から厳しいアドバイスをくれる人、時に我を忘れて親身になって寄り添ってくれる人の存在は、非常に大切です。

成長できない一番多いタイプが「自分と同じレベルの価値観の仲間と群れる」人たちです。意見が合い居心地が良いことを優先するので、耳が痛いことを言う相手を避けたり、いつの間にかグチや不満を共有して安心する仲間の群れになったり、そうなれば成長どころか負け犬の第一歩になってしまいます。積極的に新しい出会い求めて能動的に成長していくのであれば、最大の敵は「無駄な時間」なのです。

( ※3面に続く )

## ◆ 社会保険の加入促進について

現在、社会保険加入事業所に対する調査が全国的に厳しく行われています。また、並行して未加入法人への加入促進も併せて行われています。

### ● 加入における基準

平成28年10月からは、i. 週20時間以上の労働 ii. 年収106万円以上 iii. 1年以上勤務 の3条件に当てはまるパート労働者について、501人以上の企業は原則として厚生年金に加入することが決まっています。

ただし、501人以上の範囲ではない中小零細企業の対象者は300万人を超えるといわれるため、今後当局が視野に入れる可能性が高まっています。

### ● 今後の方針

最も注目したいのは、厚生年金に加入していない中小零細企業約80万社に対して、来年度から強制的に加入手続きを取る方針を固めたとの報道があったことです。これまでも書面の催促はありましたが、昨年からは書面以外に、年金事務所の職員が直接事業所を巡回して加入を促しています。

特に、数回の督促にも応じない法人に対しては、過去2年間分の諸帳簿を年金事務所まで持参するように呼びかけ、来所に応じない場合には、「2年間遡及して社会保険に加入させる」とした書面が送られるなど、非常に厳しい状況になっています。

また、日本年金機構では、平成24年度計画で「4年に1回は加入事業所の調査を実施することを基本とする」としました。この計画に基づき、一昨年より年金事務所による総合調査または定時決定時調査が数倍に増加しています。

### ● 法律と実際との兼ね合い

健康保険法および厚生年金保険法では、該当する事業者に対して社会保険の加入義務を定めており、調査に際しての職員の質問に対する不答弁、文書の未提出、虚偽の陳述に関して刑事罰が規定されています。

いまだ逮捕された事業主はいないとはいえ、今後は悪質な事業主について日本年金機構が告発し、罰則が適用されることも考えられます。

また、社会保険に加入して6ヶ月程度で調査が行われることが多い点にも注意が必要です。罰則などを恐れて形だけは社会保険に加入しても、その後の調査で社員の加入漏れや申請した賃金や報酬の誤りを指摘され、多額の保険料を支払うことになった例もあります。

### ● マイナンバー制からの連携

平成28年からマイナンバー制の導入が予定されています。これにより調査時などに賃金台帳などの提示を受けて初めて把握できた個々人の所得について年金事務所が直接把握できるようになる可能性があります。その場合には、登録された報酬が適正かどうかなど、随時確認できることになり、パート労働者についても収入額が扶養の範囲内か等、さまざまな所得の情報などが把握される可能性もあります。

### ● 今後について

今後は、社会保険加入や加入促進の激化に伴う会社の資金繰りについて、事業計画の立案がとて重要になってきます。年金機構に直接相談しその場で過年度分を一括で納める場合に資金繰りに与える影響、また、分割に係る利息分を含めた資金繰りに与える影響等、私たち専門家に対する相談が非常に増えています。

専門家による諸問題に対する情報収集から様々な分野の提携を活かし、クライアントを守ることが今後私どもに求められる分野になると思われます。

ご不明な点がございましたら、担当者までご相談下さい。

★ 続・残念な新人...

(※1面から続く)

【4】やりっ放し

成長が滞りがちな人の特徴のひとつに、何をやっても「やりっ放し」ということがあります。

成功しても失敗しても、自分の経験から学習しないタイプです。よく「経験から学ぶ」という言葉がありますが、実は経験からは学べません。「経験を振り返ることから学ぶことができる」というのが真実ではないでしょうか。

経験したことを振り返り整理して、自分の身体の中を通すことにより自分のものとするを「腑に落ちる」と言います。ただ経験しただけでは自分のキャリアにも知恵にも学びにもなりません。振り返りを妨げる一番よくある理由は「忙しさ」です。忙しく仕事を頑張れば頑張るほど視野が狭くなり冷静に自分自身を振り返ることが難しくなります。どんなに忙しくても一日30分、毎月一日は自分を振り返り整理する時間が取れるタイムマネジメントとしなやかな心が必要です。

【5】「仕事が忙しい」「〇〇から学んでいるから大丈夫」が口癖

【1】でも書いたように、能力開発の基本は仕事の中にあります。しかし、だからといって仕事だけをしているというのも危険です。

このタイプの人には、「仕事が忙しい」という言葉をすべての言い訳に使いがちです。変化が大きく、速い時代においては、これまで以上に仕事以外からもさまざまなことを学ぶべきです。

忙しいからこそ... 研修に参加する、本を読む、講演を聞きに行く、旅行に行く、美味しいものを食べに行く、コンサートに行く、運動をする、ボランティアをする、山に登る、旅に出る... など、視点や価値観の違う多種多様な学びの場があるはずですが、不思議に仕事の出来る人は人の倍の仕事をしながらこれらをしてはいますが、仕事の出来ない人ほど忙しさを理由に学びの仕入れを怠ります。それもタイムマネジメントとしなやかな心が生み出すものなのかもしれません。

【6】インプットのみで命を懸けるインプットオタク

【5】で書いたこととも関係しますが、能力開発、学びと言うと、本を読んだり、セミナーに行ったりと、情報をインプットすることだけに注力する人が多いように思います。これが、成長が加速しない人の陥りがちなワナです。もちろん新しいことを考えるためにも、何をするためにも、ある一定の情報を収集し続けることは大切です。このとき、大切にしていきたいことは、「ただ読む」「ただ見る」というのではなく、何らかのアウトプットを前提にするという姿勢です。

たとえば研修を受けるときに「自分がこの研修の講師をしよう」と思いながら受けるのと、単に「受講者」として受けるのでは、受け取れるものの質と量が全く異なります。つまり、「何が出来る(能力)」かはとても大切ですが、その能力を使って「何をするのか(価値観)」という自分と組織や社会との関係性についての価値観が確立していないと成長(結果)に結びつかないということです。

時代の変化は加速度的に速まっています。今日までの自分では通用しない明日が来る可能性は大いにあります。その中で最も大切なことは、自ら全力で能力開発をし続け、進化し続けることです。

時代の変化を感じ、自分のことをしっかりと振り返りながら、「いったい、自分は何者で、自分は何が好きで、自分は何をしようとわくわくして、今、この瞬間何をすべきで、自分は何をこの人生で成し得たいのか? どう生きていきたいのか? そして最終的に、この世の中にどんな価値を還元したいのか?」といったことを考え、自己成長を着実に遂げながら、ご自身のやりたいことを見つけていっていただきたいと思えます。

## ★ 老老相続第2弾

2015年からの相続税改正が目前に迫っています。

今月は再度、贈与にスポットを当ててお送りします。

相続対策において「生前贈与」は最大の切り札となります。計画的に資産を贈与することで、相続時に課税される財産を減らすことができます。加えて、贈与を受けた資金などを生活費や教育費に充てることのできるため、子どもや孫の家計支援にもつながるなどのメリットも大きいといえます。

### ● 住宅資金贈与の特例

実際には贈与時の非課税枠（110万円）が小さく期間を要することになるため、手間のかかる一般贈与を敬遠する人もいるのが実情です。では、ほかにもっと効率的な贈与手法はないのでしょうか。そうした悩みに応える一つの手法が住宅資金贈与です。

省エネルギー基準などを満たす住宅を購入する場合は、平成26年中の贈与の場合、最大で1,000万円を非課税で贈与できる制度です。省エネ住宅とは断熱性能などで国が定めた基準を満たす住宅で、性能により等級があり、住宅資金贈与の特例を受けるには最高ランクの等級4である必要があります。

利用に当たっては、贈与を受けた翌年末までに購入した家に住んでいることや、贈与を受けた年の年間合計所得が2,000万円以下という細かな要件があります。

煩わしい半面、ここまでまとまった金額を非課税で一度に贈与できることの利点は大きいといえます。

### ● 新築の場合の利用上の主な注意点

1. 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である者が直系尊属から贈与を受けること。
2. 贈与を受けた人の年間の合計所得金額が2,000万円以下であること。
3. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに当該住宅用家屋に居住すること、または遅滞なく居住することが確実と見込まれること。
4. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金贈与の特例利用の申告書を提出していること。
5. 取得した住宅の床面積は50㎡以上240㎡以下であること。
6. 床面積に対し2分の1以上を自己の居住用としていること。

ここで紹介した以外にも、中古の住宅を購入する場合にも適用できますが、築年数制限など厳しい条件がありますので、特例の適用を検討される際は、事前によく確認して下さい。

### ● 税制改正の行方を見守って

現状は2014年度末までの時限措置となっていますが、慌てる必要はないと思います。理由は年末の税制改正に向けて、制度を延長する可能性がでてきているからです。

そもそも政府は、これまでも住宅資金に関する贈与の特例を延長し続けてきました。消費増税による住宅需要の落ち込みが懸念される中で、特例の打ち切りで需要がさらに落ち込むことは、政府としてもできる限り避けたいでしょう。そのため、制度の延長だけでなく、制度が拡充される可能性もあるため、今後の動向を見守る必要があります。



#### ㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

今月は贈与の第2弾をお送りしました。

来月は教育資金一括贈与制度についてのレポートをお送りします。

2015年の相続税改正に向けて相続税対策を順次お送りして参ります。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

### 勇気とは、自分の「気持、感情、欲」を一旦横に置き冷静に考えられる力 ポリシーがないと感情に振り回される

感情に従って行動をとると短期的な心地良さを手にする代わりに中長期的な問題を抱えることとなります。感情に従順なことを素直と勘違している人が多いのはその方が楽だからです。それは、自分の目指すものを信じ、それを実現させようとすることは全く別物なのです。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 7 8)

- ★ 今年も残すところ3ヶ月を切りました。年齢のせいかも知れませんが、1年経つのが本当に速く感じられ、今年には特に作業に追われていた気がします。以前、ある社長様が「作業は仕事ではない」とおっしゃっていました。作業は確かに必要なことですが、「単なる作業以上のことをしなければ仕事をしたことにはならない」と言うのです。その言葉に当てはめ今年は何だけ仕事が出来たのか反省しなければなりません。作業を減らし仕事を増やすにはどうすればいいのか、この課題を来年に向けて検討したいと思います。(KARINO)
- ★ 新聞の折込広告に誘われて葛飾北斎の名品展を見に行きました。初めて浮世絵を見ましたが、これが版画なのかと思うと鳥肌が立つような感覚さえもする非常に細かな絵で、髪の毛の1本1本、着物の細かな模様、飛び散る水しぶきまで描かれていました。そのような素晴らしい作品をたくさん残しているのに、90歳でこの世を去るとき「あと10年、いや5年生きることができたなら絵を極められたのに」と娘に言い残したとか。どこまでも研鑽を忘れずに常に新しい方法に挑戦する姿勢を見習いたいと思いました。(YAMAMOTO)
- ★ 来月、横浜総合マネジメント企画で横浜市内の企業様に向けてダイレクトメールを発信し、セミナーを開催いたします！【高収益企業の秘訣を大公開】と題して、経営サイクルの必要性と財務診断をセットにしたセミナーを予定しています。新規開拓の手段として、今季計画した大きな営業活動の一つです！一般的にはDMによるセミナーの集客率は、0.1~0.3%程度。効果の高い営業手法とは言えませんが、『とりあえずやってみる』を、横浜総合マネジメントの【基本姿勢】として取り組みたいと思います！(TOCHIKURA)
- ★ 名誉のために名前は伏せますが秘書課の某女子が「肉を食わせろ」と脅迫するので、若手メンバー全員を連れて本牧のリキシャルームの跡に開店した「MO—MO—ハウス」で「肉を喰らう会」を催しました。肉は1.2キロまで自由な大きさに切ってもらえますが、普通のステーキは150~200gがいいところなので大きさの想像がつかず、私の勧めで男性は全員600g、女性は400gのステーキを食べました。それにしても、400グラムの普通の店なら超特大のステーキをペロリと平らげた挙句にライスを2杯もおかわりする「肉食系大喰らい女」や、特大ステーキをツマミにワインをグビグビ飲み干す「肉食系大酒飲み女」には度肝を抜かれますね(汗)一人だけ普通なら特大と言われる300グラムのステーキを食べてるHが、何故かとっても小食で淑やかな女性に錯覚してしまうのが怖いです。それにしても、ステーキ食べながら「次は天麩羅たべた〜〜い」などと吠えている大喰らい女に、私を含めた草食貴族系上品男子はちょっと引いたのは言うまでもありません。こいつらに高級天麩羅なんて食わせていいのでしょうか？(爆) (IZUMI)



## TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：平成26年11月18日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第46回「5年後を見据えた財務戦略！」**

講師：税理士法人 横浜総合事務所 Team財務支援 今井 崇智

日時：平成26年11月20日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

#### ★ “後継者育成塾” 3期生募集中

**創業者の志を継承する「人財」を育成します！**

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります